

令和2年6月25日
福祉部介護保険課

新型コロナウイルスの影響に伴う介護保険料の減免について

今般、国の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において感染症の影響により一定程度収入が減少した方々に対して保険料の減免を行うこととされた。これに伴い本区においても国の基準に基づき介護保険料の減免を実施する。

1 減免の概要

(1) 減免する保険料

第一号被保険者の介護保険料

(2) 減免対象となる保険料

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限もしくは支払日が設定されているもの

(3) 減免の内容

- ・上記影響により世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な疾病を負った場合 → 全額を免除
- ・上記影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入が対前年で3割以上の減少見込となる場合 → 保険料額（前年の減少見込所得の合計所得金額に占める割合等から算出）の8割もしくは全額を免除

※前年の所得額により対象とならない場合あり

(4) 財源について

国の基準により減額又は免除した保険料は、国が全額財政支援を行う予定。

2 周知及び申請について

(1) 周知

6月10日発送の令和2年度保険料決定通知に制度案内を同封。6月11日号の区報及びホームページでも周知を行う。

(2) 申請受付

原則として郵送での申請とする。